

平成 25 年 10 月 2 日
水管理・国土保全局

平成 24 年の水害被害額の暫定値(全国・都道府県別)等について

平成 24 年の水害被害額の暫定値について取りまとめましたので、その結果を公表^{※1}します。

【被害の特徴等】

- ◆水害被害額は、全国で約 3 千 6 百億円（過去 10 力年で 4 番目）
- ◆被災建物棟数は、全国で約 5 万 1 千棟（過去 10 力年で 3 番目）
- ◆主要な水害の被害状況
 - 梅雨前線豪雨（九州北部豪雨）（水害被害額：約 1,520 億円）
 - ・国管理河川のうち、2 河川（花月川・矢部川）で堤防決壊したほか、5 水系 7 河川で氾濫が発生
 - ・国管理河川のうち、4 水系 4 河川で観測史上最高の水位を記録
 - ・被災建物棟数のうち、全壊流失・半壊棟数の割合が過去 10 力年で最大^{※2}
 - 8 月豪雨（水害被害額：約 620 億円）
 - ・水害被害額のうち、一般資産等被害額の割合が約 9 割

※1 水害被害額の算出に当たって使用する係数（都道府県別家屋 1 m²当たり評価額等）の平成 24 年単価の設定や都道府県からの報告内容の更なる精査等を行い、最終的な取りまとめ結果の公表は、平成 25 年度末頃になる予定。

※2 過去 10 力年に発生した台風・豪雨のうち、被害額が 1,000 億円以上のものを対象。

なお、「平成 22 年の水害被害額の確報値について（平成 24 年 3 月 16 日公表）」、「平成 23 年の水害被害額について（平成 25 年 3 月 22 日公表）」については、数値等に誤りがあったため修正値を順次ホームページで公表します。

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川計画課 課長補佐 中須賀（内線：35352）
経済係長 猿渡（内線：35325）

電話 03-5253-8111 / 直通 03-5253-8445 / F A X 03-5253-1602

1. 水害被害額（暫定値）

約 3 千 6 百 億 円

〔内 訳〕	
・一般資産等被害額	180,473 百万円（構成比 50.5%）
・公共土木施設被害額	170,746 百万円（構成比 47.7%）
・公益事業等被害額	6,469 百万円（構成比 1.8%）
計	357,688 百万円

注）被害額には、人的損失、交通機関のストップなどによる波及被害、被災した企業の部品・製品供給機能、本社機能等が損なわれることによる他地域の企業への影響等に係るものは含まれていない。

2. 水害被害の概要（暫定値）

（1）被災建物棟数 約 5 万 1 千 棟

〔内訳〕	○全壊・流失	407 棟	○半壊	2,460 棟
	○床上浸水	8,784 棟	○床下浸水	39,612 棟
			計	51,263 棟
※うち地下部分が浸水した建物棟数は 99 棟				

（2）浸水区域面積 約 1 万 7 千 ha

〔内訳〕	○宅地・その他	4,131ha	○農地	12,667ha
			計	16,798ha
※うち地下の浸水区域面積は 248ha				

国土交通省では、水害（洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等）による被害額（建物被害額等の直接的な物的被害額等）等を暦年単位で「水害統計」として取りまとめています。

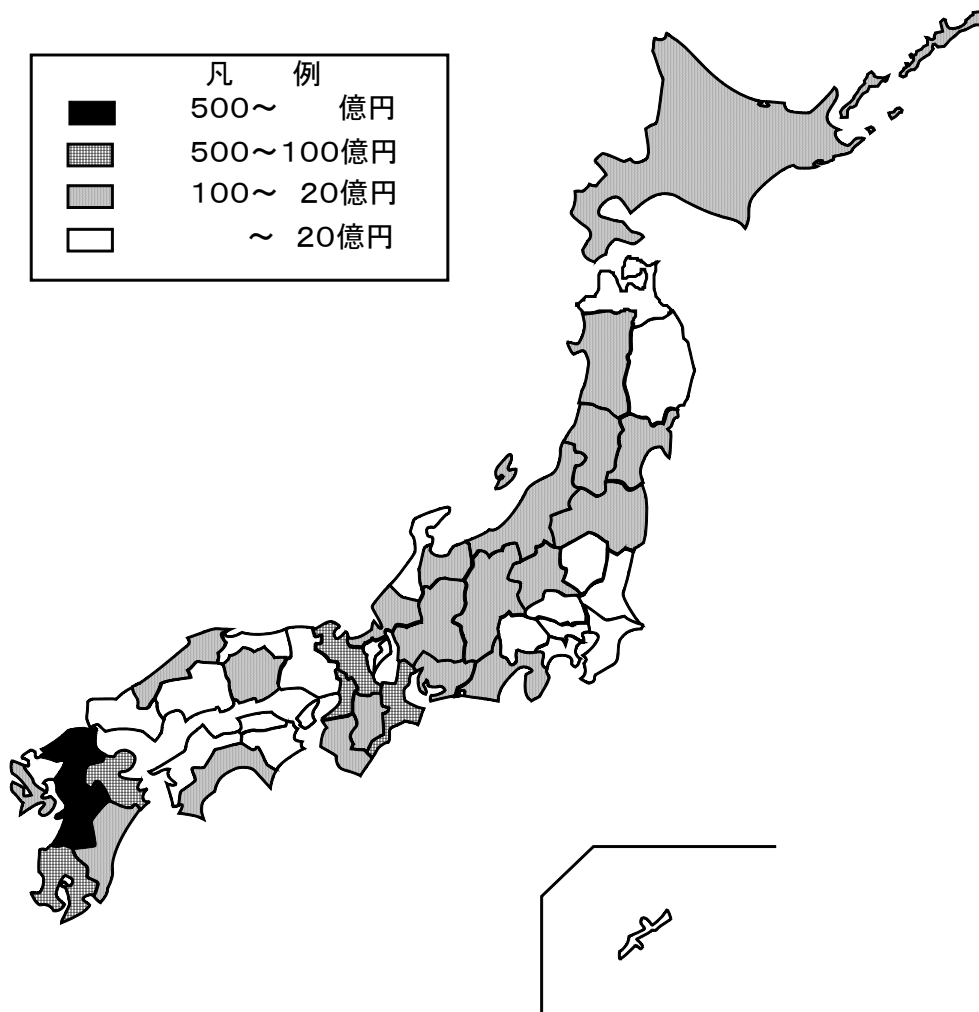
3. 都道府県別水害被害額（暫定値）

（単位：百万円）

	都道府県名	水害被害額		都道府県名	水害被害額
1	北海道	7,071	25	滋賀県	1,175
2	青森県	1,668	26	京都府	20,459
3	岩手県	1,042	27	大阪府	42,646
4	宮城県	4,697	28	兵庫県	1,267
5	秋田県	3,051	29	奈良県	3,123
6	山形県	3,704	30	和歌山県	6,525
7	福島県	2,085	31	鳥取県	185
8	茨城県	983	32	島根県	2,791
9	栃木県	1,151	33	岡山県	7,065
10	群馬県	4,186	34	広島県	1,728
11	埼玉県	59	35	山口県	827
12	千葉県	537	36	徳島県	809
13	東京都	86	37	香川県	51
14	神奈川県	614	38	愛媛県	1,311
15	新潟県	5,491	39	高知県	2,350
16	富山県	2,881	40	福岡県	56,215
17	石川県	1,716	41	佐賀県	1,242
18	福井県	6,269	42	長崎県	5,419
19	山梨県	1,141	43	熊本県	63,765
20	長野県	2,289	44	大分県	44,773
21	岐阜県	4,483	45	宮崎県	3,534
22	静岡県	7,543	46	鹿児島県	11,731
23	愛知県	4,702	47	沖縄県	1,118
24	三重県	10,133		合 計	357,688

注) 1. 四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

(参考)都道府県別水害被害額(暫定値)図



4. 梅雨前線豪雨（平成24年7月九州北部豪雨を含む）による水害被害額等（暫定値）

水害被害額	被害の概要
<p>152,393 百万円</p> <p>※7月10日～7月23日に生じた梅雨前線豪雨（平成24年7月九州北部豪雨を含む）による被害額。</p> <p>〔内訳〕</p> <p>一般資産等被害額 81,220 百万円</p> <p>公共土木施設被害 67,134 百万円</p> <p>公益事業等被害額 4,039 百万円</p>	<p>○死傷者数 59名（死者30名 行方不明者2名 負傷者27名）</p> <p>○被災建物棟数 12,447棟 ○浸水面積 8,577ha</p> <p>【 気象概況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月11日から14日にかけて、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、九州北部を中心に大雨となった。 ・7月15日から17日にかけて、梅雨前線が対馬海峡から東北地方に停滞し、沖縄・奄美地方、九州地方、近畿地方、北陸地方、東海地方、東北地方を中心に大雨となった。 ・7月18日から23日にかけて、日本付近はオホーツク海高気圧と太平洋高気圧に挟まれた気圧の鞍部となり、西から暖かく湿った空気が流入した。九州地方、四国地方、近畿地方、北陸地方の多いところで日雨量が100mmを超える大雨となった。 ・熊本県阿蘇市阿蘇乙姫(アソトビ)では、7月11日0時から14日24時までに観測された最大1時間降水量が108.0ミリ、最大24時間降水量が507.5ミリとなり、それぞれ観測史上最高の値を記録した。これらを含め、統計期間が10年以上の観測地点のうち、最大1時間降水量で計7地点、最大24時間降水量で計8地点が観測史上最高の値を記録した。 <p>【 被害状況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国管理河川のうち、2河川（花月川・矢部川）で堤防決壊したほか、5水系7河川で氾濫が発生し、浸水被害等が発生した。 ・国管理河川のうち、菊池川水系合志川（佐野地点）、白川水系白川（代継橋地点）、筑後川水系花月川（花月地点）及び矢部川水系矢部川（船小屋地点）の4水系4河川で観測史上最高の水位を記録した。 ・被災建物棟数（12,447棟）に対する全壊流失・半壊棟数（2,687棟）が占める割合が約22%となっており、過去10カ年に発生した被害額が1,000億円以上の水害と比較して、最も大きいものとなっている。また、水害被害額（152,393百万円）に対して、公益事業等被害額（4,039百万円）が約2.7%を占めており、過去10カ年に発生した被害額1,000億円以上の水害のうち、公益事業等被害額が占める割合が3番目となっている。 ・電力については、九州電力において、福岡県・大分県・熊本県内の15箇所の水力発電施設（最大出力計約17.6万kw）で被害を受け運転を停止し、九州電力の福岡県・大分県・熊本県内の水力発電所全体の最大出力（約91.2万kw）の約2割程度の被害となった。被害を受けた全施設の運転再開は約6ヶ月後の平成25年1月30日になった。 ・鉄道については、JR九州豊肥線の宮地駅～波野駅間において、坂の上トンネルの熊本県側では線路が流出、大分県側ではトンネル上部が崩落、さらには大規模な築堤崩壊の被害が発生するなど、8事業者21路線31区間で運転を休止し、全区間での運転再開は約1年1ヶ月後の平成25年8月4日になった。

注) 1. 死傷者数は、「7月11日からの梅雨前線による大雨について」（消防庁作成）の数値を使用。
 2. 死傷者数は、台風による風害等を含む数値である。

5. 豪雨による水害被害額等（暫定値）

水 害 被 害 額	被 害 の 概 要
<p>61,803 百万円</p> <p>※8月11日～8月15日に生じた豪雨による被害額。</p> <p>〔内 訳〕</p> <p>一般資産等被害額 56,867 百万円</p> <p>公土木施設被害 4,071 百万円</p> <p>公益事業等被害額 865 百万円</p>	<p>○死傷者数 7名（死者2名 行方不明者1名 負傷者4名）</p> <p>○被災建物棟数 27,123棟 ○浸水面積 640ha</p> <p>【 気象概況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月13日から14日にかけて、朝鮮半島から日本海中部へのびる前線がゆっくりと南下し、本州付近に達した。前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、近畿中部を中心に大雨となり、局地的に猛烈な雨が降った。 ・8月13日0時から14日24時までに観測された最大1時間降水量が、大阪府枚方市枚方(ヒカガ)では91.0ミリ、京都府京田辺市京田辺(キョウタナベ)では78.0ミリとなり、それぞれ観測史上最高の値を記録した。これらを含め、統計期間が10年以上の観測地点のうち、最大1時間降水量で計3地点、最大3時間降水量で計2地点が観測史上最高の値を記録した。また、解析雨量によると、大阪府高槻市で1時間に約110ミリの猛烈な雨を解析し、京都府宇治市では3時間に約190ミリの雨を解析した。 <p>【 被害状況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害被害額（61,803百万円）のうち、一般資産等被害額（56,867百万円）が約9割を占めており、水害被害額に対する一般資産等被害額が占める割合の過去10カ年平均（約46%）に比較して、大きいものとなっている。 ・電力については、関西電力管内の宇治市や京田辺市などでは広範囲で停電が発生し、停電軒数は最大2,670軒に上ったものの、復旧作業の結果、発生から5日間で全ての停電が解消された。 ・鉄道については、八幡市駅から石清水八幡宮につながる京阪電気鉄道鋼索線（男山ケーブル線）において、土砂流出などの被害が発生したことから復旧工事等のため運休し、代行バスを運行していたが、約2週間後の平成24年9月1日に運行を再開した。 ・文化財の被害については、水害統計において貨幣換算化して計上していないが、文化庁によると国史跡の石清水八幡宮境内の参道で土砂崩れが発生するなど、国指定等文化財のうち5箇所が被災したとのことである。

注) 1. 死傷者数は、「平成24年8月13日からの大雨等による被害状況等について」（内閣府作成）の数値を使用。

2. 死傷者数は、台風による風害等を含む数値である。

【参考：水害統計調査の概要】

1 調査対象水害

調査対象としている水害は次の事象であり、その規模の大小を問わない。

- ① 河川に係る洪水、内水等
- ② 海岸に係る高潮、津波等
- ③ 降雨に起因する土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等

2 水害統計調査の概要

水害統計調査は、都道府県を通じて実施する次の3つの調査により構成している。

(1) 一般資産水害統計調査

水害によって生じた一般資産の被害額等を把握するため、浸水深別被害建物棟数、被災世帯数等を調査する。なお、一般資産とは、以下の資産を指す。

- ① 建物 ② 家庭用品 ③ 事業所資産 ④ 農作物 等

(2) 公共土木施設水害統計調査

水害によって生じた公共土木施設の被害額等を把握するため、被災施設、災害復旧事業費等を調査する。なお、公共土木施設とは、国土交通省所管の以下の施設を指す。

- ① 河川 ② 海岸 ③ 砂防設備 ④ 道路 ⑤ 港湾 ⑥ 下水道 ⑦ 公園 等

(3) 公益事業等水害統計調査

水害によって生じた公益事業等の被害額等を把握するため、物的被害額、営業停止損失額等を調査する。なお、公益事業等とは、以下の事業等を指す。

- ① 鉄道事業 ② 水道事業 ③ 電力会社 ④ 電気通信事業者 等

3 被害額の算出方法

都道府県、市区町村等において調査し、国土交通省水管理・国土保全局に報告された一般資産水害統計調査等の数値を基に、次の方法により、被害額を算出している。

(1) 一般資産被害額

一般資産水害統計調査の調査結果である浸水深別被害建物棟数等の数値を基に、被害率等の係数を用いて、次のような計算式により「建物被害額」、「家庭用品被害額」、「事業所資産被害額」等に分けて算出している。なお、農作物の被害額は、都道府県からの報告額を合計し、算出している。

《 被害額の計算式：例 》

- ・建物被害額＝浸水深別・勾配別被災建物延床面積×都道府県別家屋1㎡当たり評価額×浸水深別・勾配別被害率
- ・家庭用品被害額＝浸水深別被災世帯数×1世帯当たり家庭用品所有額×浸水深別被害率
- ・事業所資産被害額＝浸水深別・産業分類別被災事業所従業者数×（産業分類別事業所従業者1人当たり償却資産評価額×浸水深別償却資産被害率＋産業分類別事業所従業者1人当たり在庫資産評価額×浸水深別在庫資産被害率）

(2) 公共土木施設被害額

公共土木施設水害統計調査の報告額（補助事業及び地方単独事業の災害復旧事業費）の合計に、直轄事業の災害復旧事業費を加算し、算出している。

(3) 公益事業等被害額

公益事業等水害統計調査の報告額（物的被害額及び営業停止損失額）を合計し、算出している。営業停止損失額は、営業停止によって生じた売上減少額（水害が発生しなかったとした場合に通常期待される売上額を基準として算定）を計上しているが、公益事業等によっては、貨幣換算化が困難であること等の理由により、公益事業等被害額に計上されていない場合がある。